

○広島修道大学大学院商学研究科博士後期課程、研究指導単位修得認定試験細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則第26条に定める商学研究科学生の研究指導単位修得の認定について必要な事項を定める。

(提出資料)

第2条 博士後期課程研究指導単位修得認定試験（以下「認定試験」という。）を受けようとする者は、次の資料を最終年度の1月10日までに各3部提出しなければならない。

- (1) 研究経過報告書
- (2) 指導教員の指定する研究業績

2 前項の資料は、次に定めるところによる。

- (1) 提出資料の用紙は、本研究科所定のものとする。
- (2) 指導教員の指定する研究業績は、従来業績及び現在の研究段階を示す論文とする。

(認定試験)

第3条 認定試験は前条に規定する提出資料に基づき、当該指導教員を含む3名の試験委員により口頭で行う。

2 試験は、その年度末に行う。

(単位修得)

第4条 博士後期課程において、広島修道大学大学院学則第26条に規定する在学期間を満たし、認定試験に合格した者は博士後期課程単位修得者と認める。

2 博士後期課程単位修得者には、証明書を授与する。

(事務担当)

第5条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、旧広島修道大学大学院商学研究科博士後期課程、演習単位認定試験細則を廃し、全面的に改正して1989年4月1日から施行する。

2 この細則は、第2条第1項第2号、同条第2項第2号を1998年12月3日に改正し、1999年4月1日から施行する。

3 この細則は、第1条を改正し、2004年4月1日から施行する。

4 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行す

る。

5 この細則は、2012年2月7日に第4条第1項を改正し、同日から施行する。

6 この細則は、2015年9月3日に第5条を改正し、2015年10月1日から施行する。